

担当課名	クリーンセンター
案件名	集じん器主電源漏電ブレーカ修繕
案件の概要	集じん器主電源漏電ブレーカの修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 5 年 9 月 25 日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	1,342,000 円（うち消費税 122,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 6 年 3 月 29 日
随意契約とした理由	<p>本業務は、集じん器主電源漏電ブレーカの修繕を実施するものである。</p> <p>集じん器は、焼却時に発生するダイオキシン類を、消石灰を噴霧させてバグフィルターでばいじんを捕捉するためのものである。</p> <p>集じん器には捕捉したばいじんを振るい落とすための装置が有り、落ちたばいじんを送り出すスクリーン装置と送り出す時に湿気で詰まらないように暖房装置などがある。</p> <p>集じん器主電源漏電ブレーカは、12か所ある各付随装置のメインブレーカになっており、平成4年の稼働時から使用されており劣化が著しく、各付随装置のどれか1か所で漏電が発生した場合に、漏電が発生していない他の装置まで停止してしまう状態である。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。また、市民生活に影響が出ないよう、焼却炉の稼働を行いながら修繕を進めていく必要があり、安全性についても十分な配慮が必要となる。作業員と施設運転管理者とで綿密な打合せを行い、細心の注意を払いながら修繕を進めていく必要があることから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>